

# 公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

## 記

### 1 取引停止措置業者名等

株式会社阿部工務店

法人番号 4370801000505（宮城県知事許可 第 001442 号）

### 2 取引停止措置期間

5 か月（令和 6 年 2 月 2 6 日～令和 6 年 7 月 2 5 日）

### 3 取引停止の理由

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去 5 年間に於いて、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 1 2 月 2 2 日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止 4 5 日間）を受けた。

また、同法第 1 1 条第 2 項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第 28 条第 1 項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 6 年 2 月 2 6 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松尾 清一